

# 避難情報発令の判断・伝達マニュアル



令和5年 12月

飛騨市



# はじめに

災害対策基本法（法律第 223 号）（以下「災対法」という。）が 1961 年（昭和 36 年）に制定され、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる」旨が規定された。

本マニュアルは、自然災害のうち、人的被害が発生するような洪水、雨水出水（内水）（以下「洪水等」という。）及び土砂災害を対象とし、「飛騨市避難情報発令の判断・伝達マニュアル（令和 2 年 3 月改定）」を、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正、令和 3 年 7 月及び令和 5 年 5 月の水防法改正、最新ハザードマップに加え、近年の飛騨市の災害等状況を反映して、全面改訂した。

本マニュアルは、特に以下を重視して作成した。

- ◎ 洪水等に注意すべき地域を、避難指示発令時の対処地区として明確にリストアップした。
- ◎ 洪水及び土砂災害の避難指示等発令基準を簡明にした。
- ◎ 避難指示等において、すぐに使用できる伝達文案（原稿）を記載した。
- ◎ 地域防災計画との重複記載を割愛し、簡潔なものにした。

# 目次

1	洪水等に警戒すべき地域	1
(1)	洪水等の警戒対象河川	1
(2)	避難指示等の発令対象区等	1
2	洪水時の避難指示等発令基準	5
(1)	避難準備情報発表	5
(2)	【警戒レベル3】高齢者等避難	5
(3)	【警戒レベル4】避難指示	6
(4)	【警戒レベル5】緊急安全確保	6
3	土砂災害に警戒すべき地域	8
(1)	古川町	8
(2)	河合町	9
(3)	宮川町	9
(4)	神岡町	9
4	土砂災害の避難指示等発令基準	11
(1)	【警戒レベル3】高齢者等避難	11
(2)	【警報レベル4】避難指示	11
(3)	【警報レベル5】緊急安全確保	11
5	避難指示等の伝達手段と方法	12
6	避難指示等の伝達	12
(1)	洪水等における〈避難指示等の伝達文の例〉	12
(2)	土砂災害における〈避難指示等の伝達文の例〉	14
7	避難指示等の解除の考え方	16
(1)	洪水	16
(2)	土砂災害	16
8	避難指示等の発令時における助言	16

# 1 洪水等に警戒すべき地域

## (1) 洪水等の警戒対象河川

- ・ 洪水予報河川：宮川
- ・ 水位周知河川：宮川、荒城川、高原川
- ・ 現地確認河川：宮川下流域（祢宜ヶ沢上）、殿川、戸市川、黒内川、畦畑川、小鳥川、稲越川、山田川、吉田川（以上危機管理型水位計）、太江川（城下大橋）

## (2) 避難指示等の発令対象区等

飛騨市において、破堤・越水氾濫に注意すべき地域は、次のとおりである。

- （\* 1 想定浸水深 50 cm 以上がある地区は、危険地区を優先して 50 cm 未満の地区の記述を削除して簡素化を図り、50 cm 以上がない地区は、それ以上の危険性のないことがわかるよう、50 cm 未満について記述した。）
- （\* 2 想定浸水深の区分及び着色は、岐阜県公示ハザードマップに整合）
- （\* 3 洪水浸水想定地域に居住家屋がない地区は、当該地区を除外）

■宮川（古川大橋基準点）・荒城川（霞橋基準点）破堤・越水氾濫（県管理区間）

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3m	宮川左岸 <b>避難優先地区</b> <b>谷区（1班）、高野区（5班、6班）</b>  状況悪化により避難する地区 上野区（上組、中組）、12区（8組、9組、10組）	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能
	宮川右岸 <b>避難優先地区</b> <b>7区、8区、9区（2組、3組、4組）、杉崎区（1部、2部、3部、4部）、袈裟丸区（3班、4班、5班）</b>  状況悪化により避難する地区 1区、2区、3区、4区、5区、6区、12区（1～3、5、7組）、13区（1組）、19区（6～13組）、24区（中部会、下部会）	

（50 cm 未満は割愛）

■宮川下流域

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 3 m～5 m	宮川左岸 <b>避難優先地区</b> 角川区（万場、間所）、小無雁区、森安区、高牧区（1軒） 宮川右岸 <b>避難優先地区</b> 落合区、中央区（岸奥、野首、林、牧戸）、巢之内区	1階部分が水没 2階部分浸水 垂直避難不可
想定浸水深 50cm～3 m	状況悪化により避難する地区 宮川左岸 角川区（堂前） 宮川右岸 大無雁区（上組1、下組2）	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

（50cm未満は割愛）

■小鳥川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 3 m～5 m	<b>避難優先地区</b> 角川区（万場、間所）、有家区、新名区	1階部分が水没 2階部分浸水 垂直避難不可
想定浸水深 50cm～3 m	状況悪化により避難する地区 角川区（堂前）、中沢上区、、元田区（下組、下町）	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

（50cm未満は割愛）

■稲越川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm 未満	上稲越（山王、葛牧、柳ヶ瀬）	床下浸水

■殿川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3 m	<b>避難優先地区</b> 谷区（1班） 状況悪化により避難する地区 信包区（2～7班）、笹ヶ洞区（1、2班）、寺地区	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

（50cm未満は割愛）

■戸市川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3m	状況悪化により避難する地区 末高区	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

(50cm未満は割愛)

■太江川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3m	状況悪化により避難する地区 太江区(第3部)	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

(50cm未満は割愛)

■黒内川 想定浸水深50cm未満 該当地域なし。(土砂災害警戒地域に該当)

■畦畑川 想定浸水深50cm未満 該当地域なし。(土砂災害警戒地域に該当)

■高原川左岸(西里橋基準点)破堤・越水氾濫(県管理区間)

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3m	<b>避難優先地区</b> <b>川西地区(大島、大和)、大門地区、堀川町地区</b>	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

(50cm未満は割愛)

■山田川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 3m～5m	<b>避難優先地区</b> <b>上今、下今</b>	1階部分が浸水 又は水没
想定浸水深 50cm～3m	<b>避難優先地区</b> <b>川西地区(大和、幸土、千歳)、堀川町地区、北新地地区、 玉川、桜町、相生</b>  状況悪化により避難する地区 袖川区(寺林、西、下山田、上山田)	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

(50cm未満は割愛)

■吉田川

避難区域	対象地域	災害の様相
想定浸水深 50cm～3m	状況悪化により避難する地区 釜崎区（釜崎上）、吉田区（吉田中、吉田下）	1階部分が浸水 又は水没 垂直避難可能

（50cm未満は割愛）

## 2 洪水時の避難指示等発令基準

### (1) 避難準備情報発表

#### 洪水時の避難準備情報の発表基準

①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発表する。

(水位は、別表「河川の警報・避難判断等発令水位基準一覧」による。)

- ①：河川の水位が、避難判断（参考）水位に到達すると予想され、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇している場合
- ②：河川の水位が、氾濫注意水位に到達することが予測され、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- ③：軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- ④：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- ⑤：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

### (2) 【警戒レベル3】高齢者等避難

#### 洪水時の【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

(水位は、別表「河川の警報・避難判断等発令水位基準一覧」による。)

- ①：河川の水位が、避難判断（参考）水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇している場合
  - ②：河川の水位が、氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、引き続きの水位上昇が見込まれている場合
  - ③：軽微な漏水・侵食等が発見された場合
  - ④：大雨警報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
  - ⑤：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
- この他、カメラ画像や消防団からの報告等を活用して総合的に判断して発令する。

### (3) 【警戒レベル4】避難指示

#### 洪水時の【警戒レベル4】避難指示の発令基準

①～⑦のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

(水位は、別表「河川の警報・避難判断等発令水位基準一覧」による。)

- ①：河川の水位が氾濫危険水位に到達した場合
- ②：河川の水位が避難判断（参考）水位を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- ③：河川の水位が避難判断（参考）水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- ④：異常な漏水・侵食等が発見された場合
- ⑤：河川の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
- ⑥：上流のダムが緊急放流を行う場合
- ⑦：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

この他、カメラ画像や消防団からの報告等を利用して総合的に判断して発令する。

### (4) 【警戒レベル5】緊急安全確保

#### 洪水時の【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準

①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令する。

- ①：決壊や越水・溢水。越流(ダムを含む。)が発生した場合（(消防団等からの報告等により把握できた場合)）
- ②：異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ③：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

河川の警報・避難判断等発令水位基準一覧（水位単位：m）

別表

	河川名	水位 観測所名	河川 管理者	地区名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (観測開始)	避難判断 (参考) 水位 (高齢者等避難)	氾濫危険 水位 (避難指示)	備考
洪水予 報河川	宮川	古川大橋	県	下気多	右岸	2.80	3.30	3.80	4.20	
水位周 知河川	荒城川	向町	県	二之町	右岸 0.35km	0.30	1.10	3.40	3.60	
	高原川	西里橋	県	船津	右岸	2.90	3.70	4.50	5.30	
現地確 認河川	殿川	滝宮橋	県	信包	滝宮橋	(同右)	-3.48	-1.86	(同左)	危機管理型 水位計適用 ・避難判断参 考水位で高 齢者等避難 (断面積6 0%高さ) ・更に水位上 昇が顕著な 場合は避難 指示 ・観測開始水 位を県基準 30%に設 定
	戸市川	末高端	県	末真	末高橋	(同右)	-2.12	-1.13	(同左)	
	黒内川	暁橋	県	黒内	暁橋	(同右)	-1.38	-0.75	(同左)	
	畦畑川	坪根B橋	県	畦畑	坪根B橋	(同右)	-1.59	-0.82	(同左)	
	小鳥川	角川橋	県	角川	角川橋	(同右)	-4.02	-2.21	(同左)	
	稲越川	寺村橋	県	稲越	寺村橋	(同右)	-2.61	-1.37	(同左)	
	山田川	山田橋	県	船津	山田橋	(同右)	-3.06	-1.64	(同左)	
	吉田川	釜崎橋	県	釜崎	釜崎橋	(同右)	-1.64	-0.90	(同左)	
	宮川	新旭橋	県	祢宜ヶ沢上	新旭橋	(同右)	-5.42	-2.94	(同左)	
	(宮川)	配水樋管	県	(宇津江)	道の駅裏	(同右)	-3.45	-1.43	(同左)	
	荒城川	是重	県	是重	寿楽苑前	(同右)	-2.73	-1.48	(同左)	
	高原川	船津	県	船津	消防署前	(同右)	-2.06	-1.81	(同左)	
太江川	城下橋	県	太江	城下橋		-	0.90	(同左)		

### 3 土砂災害に警戒すべき地域

土砂災害に計画すべき地域の選定は、以下の前提による。

- ① 平成29年度までの県基礎調査（いわゆる1巡目調査）結果
- ② 令和2年3月までの人家2戸以上存在する1巡目以外の区域の調査（いわゆる2巡目調査）結果
- ③ 上記①、②の区域のうち、土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）に、居住家屋がある行政区等を選定
- ④ 基準メッシュコードは、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルサイトのメッシュ区分による。

#### (1) 古川町

基準メッシュコード	地区名または地域名
54372099	黒内区
54372150	畦畑区
54372151	
54372160	
54372161	
54372173	平岩区
54372174	高野区
54372181	寺地区
54372183	上野区
54372184	上野区、高野区
54372185	23区
54372193	中野区、上野区
54372194	24区
54372195	23区、24区
54373009	信包区
54373100	
54373101	下野区
54373102	杉崎区、袈裟丸区
54373103	24区、杉崎区、太江区
54373110	谷区、信包区
54373111	袈裟丸区、末高区 末真班
54373112	杉崎区
54373114	太江区
54373115	
54373121	末高区 末真班
54373132	末高区 戸市班
54373154	数河区
54373155	
54373156	

(2) 河合町

基準メッシュコード	地区名または地域名
54372094	上稲越区
54372095	
54373005	
54373006	
54373007	下稲越区
54373021	天生区
54373022	元田区
54373055	羽根区、保木林区
54373066	中澤上区
54373067	有家区、角川区
54373068	小無雁区、角川区

(3) 宮川町

基準メッシュコード	地区名または地域名
54373059	大無雁区
54373068	中央区 落合
54373190	森安区
54373192	中央区 牧戸
54374101	西忍甲区
54374102	中央区 牧戸
54374114	三川原区
54374164	塩屋区
54374174	桑野区
54374184	
54374194	
54374195	杉原区
54375105	巢納谷区
54375115	小豆沢区

(4) 神岡町

基準メッシュコード	地区名または地域名
54373129	袖川区 柏原
54373169	袖川区 西、伏方
54373179	袖川区 伏方
54373250	袖川区 上山田、下山田
54373254	上小萱区
54373257	数河区 数河上、数河下

54373260	袖川区 西、伏方
54373262	吉田区 吉田塩野、吉田中
54373263	吉田区 吉田下
54373264	上小萱区
54373266	数河区 数河中田、数河下
54373267	数河区 数河中田
54373268	
54373270	袖川区 伏方
54373271	袖川区 堀之内、寺林
54373272	袖川区 寺林
54373273	吉田区 吉田中、吉田下
54373275	下麻生野区
54373276	
54373277	奥麻生野区
54373281	袖川区 寺林
54373282	
54373284	殿本町区
54373285	殿区
54373287	奥麻生野区
54373293	朝浦区、船津（富士ヶ丘、栄町、幸土、上今、相生）
54373294	殿区、江馬区、東町区
54374203	船津（花園、千歳、朝日）
54374204	東町区
54374205	和佐保
54374206	
54374215	
54374216	
54374232	吉ヶ原
54374247	山之村区 伊西
54374249	山之村区 森茂
54374257	山之村区 伊西
54374269	山之村区 岩井谷
54374272	西漆山区
54374279	山之村区 下之本
54374283	土区
54374284	
54374360	山之村区 岩井谷
54374370	山之村区 下之本
54375212	東茂住区、西茂住区
54375221	西茂住区
54375222	東茂住区
54375240	谷・中山区 中山
54375241	横山区

## 4 土砂災害の避難指示等発令基準

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難

#### 土砂災害時の【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

①～③のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

①：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で、警戒レベル3相当情報[土砂災害]」に該当する場合

②：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合

③：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

この他、現地の状況、今後の降雨予報等を活用し、総合的に判断して発令する。

### (2) 【警報レベル4】避難指示

#### 土砂災害時の【警報レベル4】避難指示の発令基準

①～③のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

①：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合

②：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で、警戒レベル4相当情報[土砂災害]」に該当する場合

③：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

この他、現地の状況、今後の降雨予報等を活用し、総合的に判断して発令する。

### (3) 【警報レベル5】緊急安全確保

土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに緊急安全確保として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

### 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準

次に該当する場合に、緊急安全確保を発令する。

- 土砂災害が発生した場合

## 5 避難指示等の伝達手段と方法

避難指示等を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は下記のとおりである。

- ① 飛騨市防災行政無線（同報系）（屋外拡声子局、戸別受信機）
- ② 緊急速報メール
- ③ SNS（Social Networking Service）
- ④ 市公式ホームページ
- ⑤ TV 放送（ケーブルテレビを含む）
- ⑥ 電話、FAX、登録制メール
- ⑦ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

## 6 避難指示等の伝達

### (1) 洪水等における <避難指示等の伝達文の例>

ア 避難準備情報発表の伝達文

こちらは飛騨市 災害警戒本部です。

避難準備情報 避難準備情報 洪水の危険性が高まっています。

次の地区は、避難先の確認、身の回り品、非常持出品及び避難者カードの準備、着替え、戸締りを済ませ、いつでも避難できるようにして下さい。

【古川町 7区、8区、9区(2組、3組、4組)、杉崎区(1部、2部、3部、4部)、袈裟丸区(3班、4班、5班)、谷区(1班)、高野区(5班、6班)】

【河合町 角川区(万場、間所)、小無雁区、有家区、新名区】

【宮川町 落合区、中央区(岸奥、野首、林、牧戸)、森安区、高牧区、巢之内区】

【神岡町 川西地区(大島、大和、幸土、千歳)、大門地区、堀川町地区、北新地地区、玉川、上今、下今、相生、桜町】

繰り返します～～。 飛騨市災害警戒本部からお知らせしました。

イ 【警戒レベル3】 高齢者等避難の伝達文

こちらは飛騨市 災害対策本部です。

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル3 高齢者等避難

洪水の危険性が高まっています。

次の地区の高齢者等は、身の回り品、非常持出品及び避難者カードを携行して、一時避難所へ避難、または、安全な高い所や2階などへ、垂直避難をして下さい。

【古川町 7区、8区、9区(2組、3組、4組)、杉崎区(1部、2部、3部、4部)、袈裟丸区(3班、4班、5班)、谷区(1班)、高野区(5班、6班)】

【河合町 角川区(万場、間所)、小無雁区、有家区、新名区】

【宮川町 落合区、中央区(岸奥、野首、林、牧戸)、森安区、高牧区、巢之内区】

【神岡町 川西地区(大島、大和、幸土、千歳)、大門地区、堀川町地区、北新地区、玉川、上今、下今、相生、桜町】

繰り返します～～。 飛騨市災害対策本部からお知らせしました。

ウ 【警戒レベル4】 避難指示の伝達文

こちらは飛騨市 災害対策本部です。

警戒レベル4 避難指示、警戒レベル4 避難指示

次の地区は、身の回り品、非常持出品及び避難者カードを携行して、一時避難所へ避難、または、安全な高い所や2階などへ、垂直避難をして下さい。

【古川町 7区、8区、9区(2組、3組、4組)、杉崎区(1部、2部、3部、4部)、袈裟丸区(3班、4班、5班)、谷区(1班)、高野区(5班、6班)】

【河合町 角川区(万場、間所)、小無雁区、有家区、新名区】

【宮川町 落合区、中央区(岸奥、野首、林、牧戸)、森安区、高牧区、巢之内区】

【神岡町 川西地区(大島、大和、幸土、千歳)、大門地区、堀川町地区、北新地区、玉川、上今、下今、相生、桜町】

繰り返します～～。 飛騨市災害対策本部からお知らせしました。

エ 【警戒レベル5】 緊急安全確保の伝達文

こちらは、飛騨市災害対策本部です。

災害発生、警戒レベル5、緊急安全確保 災害発生、警戒レベル5、緊急安全確保  
命を守る最善の行動をとってください。

〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、国道360号落合～岸奥間は通  
行できない状況です。〇〇地区の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難す  
るか、屋内の安全な高い場所に避難してください。

## (2) 土砂災害における〈避難指示等の伝達文の例〉

### ア 避難準備情報発表の伝達文

こちらは飛騨市 災害警戒本部です。

避難準備情報 避難準備情報 土砂災害の危険性が高まっています。

次の地区は、避難先の確認、身の回り品、非常持出品及び避難者カードの準備、着  
替え、戸締りをして、いつでも避難できるようにして下さい。また、今夜は山と反  
対側の安全な2階で就寝し、引き続き土砂災害に注意してください。

【古川町 袈裟丸区、末高区、下野区、谷区、信包区、黒内区、笹ヶ洞区、寺地  
区、畦畑区】

【河合町 上稲越区、下稲越区、大谷区】

【宮川町 ～】

【神岡町 ～】

繰り返します～～。 飛騨市災害警戒本部からお知らせしました。

### イ 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

こちらは飛騨市 災害対策本部です。

次の地区の高齢者等は、身の回り品、非常持出品及び避難者カードを携行して、一  
時避難所への避難、または、安全な高い所や2階などへ垂直避難をして下さい。

【古川町 袈裟丸区、末高区、下野区、谷区、信包区、黒内区、笹ヶ洞区、寺地  
区、畦畑区】

【河合町 上稲越区、下稲越区、大谷区】

【宮川町 ～】

【神岡町 ～】

繰り返します～～。 飛騨市災害対策本部からお知らせしました。

ウ 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

こちらは飛騨市 災害対策本部です。

次の地区は、身の回り品、非常持出品及び避難者カードを携行して、一時避難所への避難、または、安全な高い所や2階などへ垂直避難をして下さい。

【古川町 袈裟丸区、末高区、下野区、谷区、信包区、黒内区、笹ヶ洞区、寺地区、畦畑区】

【河合町 上稲越区、下稲越区、大谷区】

【宮川町 ～】

【神岡町 ～】

繰り返します～～。 飛騨市災害対策本部からお知らせしました。

エ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

こちらは、飛騨市災害対策本部です。

警戒レベル5、緊急安全確保、警戒レベル5、緊急安全確保  
命を守る最善の行動をとってください。

〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

## 7 避難指示等の解除の考え方

### (1) 洪水

避難指示等の解除については、当該河川等の水位が、氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

### (2) 土砂災害

避難指示等の解除は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。

この際、市は必要により国・県の土砂災害等の担当者に助言を求める。

## 8 避難指示等の発令時における助言

災害対策基本法では、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、指定地方行政機関の長や県知事に対して、助言を求めることができるとされている。これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難指示の発令のタイミング等について、助言を求める。

このため、災害時にこの規定に基づく対応が円滑かつ迅速に実行できるように、市は平時から国の関係機関や県と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制を構築する。

また、これらの機関からは、市長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供がなされる場合があるので、これも判断の参考にする。

---

## 避難指示等の判断・伝達マニュアル

平成	27年	11月	2日	作成
令和	2年	3月	8日	改定
令和	5年	9月	12日	改定
令和	5年	12月	22日	改定

飛騨市役所 総務部危機管理課